

「鳥取県サイクリストに優しい宿」認定要領

(目的)

第1条 サイクリストが安心、快適に旅の疲れを癒やすことができる環境を備えた宿泊施設を「鳥取県サイクリストに優しい宿」に認定することにより、県内宿泊施設におけるサイクリスト向けサービスの提供を促し、鳥取県を訪れるサイクリストの満足度向上、リピーター獲得を図るとともに、サイクリストを歓迎する地域として鳥取県のブランディングを進めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 鳥取県内にある宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を受けているもの、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく住宅宿泊事業者の届出を行っているものに限る。）

2 前項の規定に関わらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行っている宿泊施設は、対象としない。

(認定要件)

第3条 「鳥取県サイクリストに優しい宿」の認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥取県が推進するサイクルツーリズム推進施策に賛同し、サイクリストの快い受入れが可能であること。
- (2) 第8条に定めるサイクリスト向けサービスのうち同条第1号の必須項目について、営業時間を通じて利用者に提供できること。ただし、宿泊施設が提供時間を予め定めて提供するサービスのうち、利用者に周知が図られ、当該定められた時間を通じて提供できるものは認めるものとする。

(欠格事由)

第4条 「鳥取県サイクリストに優しい宿」の認定を受けようとする者（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、その他の場合にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認定を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である。
- (2) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する。
- (3) 法令及び公序良俗に反する行為を行っている。
- (4) 鳥取県の信用又は品位を害する行為を行っている。
- (5) 鳥取県税を滞納している。

- 2 第10条の規定による認定取消を受けた宿泊施設は、取消の日から1年間、認定を受けることができない。ただし、観光戦略課長が特に認める場合はこの限りでない。

(認定の申込み)

第5条 「鳥取県サイクリストに優しい宿」の認定を受けようとする者は、「鳥取県サイクリストに優しい宿」認定申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、鳥取県に提出しなければならない。

- (1) 認定要件チェックシート(様式第2号)
 - (2) 認定を受けようとする宿泊施設の概要がわかる資料(パンフレット等)
 - (3) 旅館業の許可証写し又は住宅宿泊事業者の届出番号が記載された通知文書写し等
 - (4) 第8条第1号に定める全てのサービス及び同条第2号のうち提供するサービスについて、内容を確認できる資料(写真、パンフレット等)
 - (5) 県サイクルツーリズム情報発信事業において使用することができる写真データ(トリミング等の加工を行って使用することができるもの)。なお、写真データの加工及び使用に必要な権利は、「鳥取県サイクリストに優しい宿」の認定を受けようとする者が取得しなければならない。提供された写真データを鳥取県が加工及び使用したことで、第三者から異議申し立て、紛争の提起等がなされた場合、当該写真データを提出した者の責任と費用負担で対応しなければならない。
- 2 鳥取県は、前項の申込みを受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、第3条各号の認定要件を満たしていると認めたときは、速やかに認定証(様式第3号)を交付するものとする。
- 3 認定の有効期間は、認定日から2年を経過した日以後の最初の4月末日までとし、希望する場合は、更新することができる。
- 4 認定の更新を受けようとする者は、認定有効期間満了日の1ヶ月前までに、様式第1号により鳥取県に更新を申し込まなければならない。
- 5 前項のほか、更新の手續及び更新の有効期間は、第1項から第3項までの規定を準用する。

(認定料)

第6条 「鳥取県サイクリストに優しい宿」の認定料(更新料を含む。)は、無料とする。

(資材の無償提供)

第7条 鳥取県は、希望がある場合は、次に掲げる資材を、「鳥取県サイクリストに優しい宿」の認定を受けた宿泊施設(以下、「認定宿」という。)に無償で提供する。

- (1) バイクラック(1台)
- (2) 空気入れ(空気圧ゲージ付きで、かつ英式、仏式、米式の各バルブに対応したもの)
- (3) 自転車用工具(六角レンチ、ドライバー(プラス・マイナス)、タイヤレバー、パンク修理用消耗品)

- 2 認定宿は、前項により県から提供された資材を適切に管理しなければならない。
- 3 認定宿は、第1項により県から提供された資材の経年劣化等により、更新を希望する場合は県が無償で提供する。また、突風等、認定宿の故意によらない理由により資材が破損した場合は県が無償で提供する。

(サイクリスト向けサービス)

第8条 認定宿において提供するサービスは、次に掲げるものとし、有償無償を問わない。ただし、第1号に定める必須項目のオからキのサービスについて、第7条による県からの提供資材によりサービス提供を行う場合は、無償で提供しなければならない。

(1) 必須項目

- ア 自転車の客室への持込み又は客室以外の屋内の安全な場所（風雨の影響を受けず、盗難のおそれがない場所をいう。）での保管
- イ チェックイン前及びチェックアウト後におけるフロント、コインロッカー等での荷物の保管
- ウ 施設内コインランドリー等による衣類の洗濯又はフロント等でのランドリーサービス（当日又は翌朝に引き渡しが可能であること）
- エ 手荷物に係る宅配の受取及び発送
- オ バイクラックの貸出
- カ 空気入れ（空気圧ゲージ付きで、かつ英式、仏式、米式の各バルブに対応したもの）の貸出
- キ 自転車用工具（六角レンチ、ドライバー（プラス・マイナス）、タイヤレバー、パンク修理用消耗品）の貸出

(2) 推奨項目

- ア 自転車等大型荷物に係る宅配の受取及び発送
- イ 自転車整備スペース（自転車2台を置くことができる広さ以上）の設置
- ウ 自転車洗車スペースの設置及び洗車用物品、設備等の使用
- エ 宿泊客以外のサイクリストの施設内入浴施設及びトイレの使用

(実績報告の時期)

第9条 認定宿は、認定日の属する年度以降3年間、サイクリスト宿泊状況等報告書（様式第4号）を作成し、各年度終了後30日以内に報告するとともに、利用実績に係る県の調査に協力をしなければならない。

(認定の取消)

第10条 認定宿は、認定宿の認定取消を希望するときは、書面で県に申し出なければならない。

2 鳥取県は、認定宿が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2項に規定する営業を行ったと判断したとき
- (2) 第3条各号の認定要件を満たさないと判断したとき

(3) 第4条第1項各号に該当すると判断したとき

附 則

この要領は、令和3年4月28日に施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月15日に施行する。ただし、第7条(資材の無償提供)については施行日において既に認定宿に指定された宿泊施設にも適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月21日から施行し、令和7年度から適用する。

(様式第1号)

「鳥取県サイクリストに優しい宿」認定(更新)申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇 〇〇 様

住所

氏名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記宿泊施設について、「鳥取県サイクリストに優しい宿」の認定(更新)を受けたいので、「鳥取県サイクリストに優しい宿」認定要領(以下、「認定要領」という。)第4条第1項各号の欠格事由に該当しないことを誓約の上、認定要領第5条第1項(認定要領第5条第5項で準用する同条第1項)の規定により申し込みます。

記

宿泊施設 情報	名 称	
	所 在 地	
	種 別	<input type="checkbox"/> 旅館業の許可 / <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者の届出 ※認定要領第2条第2項に規定する営業を行っていないことを誓約します。
	部 屋 数	
	収 容 人 数	
	紹 介 (P R) 文 章	※100文字以内で記載すること
	電 話 番 号	
	ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	
担 当 者	氏 名	
	電 話 番 号	
	フ ァ ク シ ミ リ	
	メ ー ル ア ド レ ス	

【添付書類】

- ①認定要件チェックシート(様式第2号)
- ②宿泊施設の概要がわかる資料(パンフレット等)
- ③旅館業の許可証写し又は住宅宿泊事業者の届出番号が記載された通知文書写し等
- ④サイクリスト向けサービス(チェックシート必須項目はすべて、推奨項目及びその他は該当するもののみ。)の内容を確認できる資料(写真、パンフレット等)
- ⑤県サイクルツーリズム情報発信事業において使用することができる写真データ(トリミング等の加工を行って使用することができるもの)。

(様式第2号)

認定要件チェックシート

1. 必須項目 (第8条第1号)	チェック欄
ア 自転車の客室への持込み又は客室以外の屋内の安全な場所(風雨をしのげ、盗難のおそれがない場所をいう。)での保管 【自転車の保管方法について、該当するものすべてに「○」を付けること】 a: 客室持込み(分解、折りたたみ等は不要) b: " (分解、折りたたみ等が必要) c: 客室以外の屋内の安全な場所での保管(分解、折りたたみ等は不要) d: " (分解、折りたたみ等が必要) e: その他()	<input type="checkbox"/>
イ チェックイン前及びチェックアウト後におけるフロント、コインロッカー等での荷物の保管 【荷物の保管方法について、該当するものすべてに「○」を付けること】 a: フロントでの保管 b: コインロッカーでの保管 c: その他()	<input type="checkbox"/>
ウ 施設内コインランドリー等による衣類の洗濯又はフロント等でのランドリーサービス(当日又は翌朝に引き渡しが可能であること) 【洗濯の方法について、該当するものすべてに「○」を付けること】 a: 施設内コインランドリー等による衣類の洗濯 b: フロント等でのランドリーサービス(当日又は翌朝に引き渡し) c: その他()	<input type="checkbox"/>
エ 手荷物に係る宅配の受取及び発送	<input type="checkbox"/>
オ バイクラックの貸出	<input type="checkbox"/>
カ 空気入れ(空気圧ゲージ付きで、かつ英式、仏式、米式の各バルブに対応したもの)の貸出	<input type="checkbox"/>
キ 自転車用工具(六角レンチ、ドライバー(プラス・マイナス)、タイヤレバー、パンク修理用消耗品)の貸出	<input type="checkbox"/>
2. 推奨項目 (第8条第2号)	チェック欄
ア 自転車等大型荷物に係る宅配の受取及び発送	<input type="checkbox"/>
イ 自転車整備スペース(自転車2台を置くことができる広さ以上)の設置	<input type="checkbox"/>
ウ 自転車洗車スペースの設置及び洗車用物品、設備等の使用	<input type="checkbox"/>
エ 宿泊客以外のサイクリストの施設内入浴施設及びトイレの使用	<input type="checkbox"/>
3. その他(上記に記載のないサイクリスト向けサービス) ※自由記述	

※1. 必須項目オ～キの物品について、希望がある場合は、県から無償で提供する。

※上記各項目について、保管方法等、提供サービスの内容がわかる資料(写真等)を添付すること。

※予め提供時間を定めているものは、その提供時間を周知していることがわかる資料(パンフレット等)を添付すること。

(様式第3号)

鳥取県サイクリストに優しい宿

認 定 証



宿泊施設名

○○○○○○○○○○○○○○○

○○年○○月○○日

鳥取県知事 ○○ ○○

印

(有効期限 ○○年○○月○○日)

鳥取県知事

様

住所又は所在地
 名称
 代表者役職・氏名

〇〇年度サイクリスト宿泊状況等報告書

■サイクリスト宿泊状況表

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
宿泊者数 (人)													
サイクリスト 宿泊者数 (人)													
外国人 サイクリスト 宿泊者数 (人)													
営業日数													

宿泊者数：サイクリスト以外の人も含めた宿泊者全員

サイクリスト宿泊者数：外国人も含めた宿泊した全サイクリスト

外国人サイクリスト宿泊者数：外国人サイクリストのみ対象

■特記事項（自由記載）

優しい宿として報告したい事項等を記載してください。